

睦沢町立中央公民館
睦沢ゆうあい館
睦沢町立歴史民俗資料館
公民館バス

利用ガイドライン
【第2版】

令和4年5月15日
睦沢町教育委員会

はじめに

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会教育活動の両立を進めるため、睦沢町立中央公民館、睦沢ゆうあい館、睦沢町立歴史民俗資料館及び公民館バスの利用に関して、「新しい生活様式」に準拠した基本的な施策を示すものです。

なお、このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の状況により随時見直しを行います。

1. 基本的な感染防止対策（共通事項）

(1) 利用者の制限

次に該当する方の利用は控える

- ・ 利用当日に37.5度以上の発熱又は平熱比1度を超える発熱がある。
- ・ 咳や喉の痛み、風邪などの症状がある。
- ・ 濃厚接触者に特定された日の翌日から7日を経過していない。
- ・ 同居人に感染者、または感染が疑われる方がいる。

(2) 感染予防・感染拡大対策

- ・ 入館の際に手指の消毒や手洗いをを行う。
- ・ 施設内ではマスクの正しい着用、及び咳エチケットを徹底する。
- ・ 施設利用後に机、椅子、備品、ドアノブ、スイッチ等、手を触れたものを消毒する。
- ・ 利用団体の代表者は利用ごとに利用者の名簿を作成し、7日間保管する。
- ・ 飛沫感染リスクを伴う活動はそれぞれの活動に対応する十分な感染防止対策を追加する。

《飛沫感染リスクを伴う活動例》

歌唱、管楽器等の演奏、その他飛沫を伴う活動

(3) 3密（密閉・密集・密接）の回避の徹底

- ・ 施設ごとに規定する定員以内で利用する。
- ・ 人と人との間隔をできるだけ（最低1m）空ける。
- ・ 2方向の窓を開けるか、1つの窓と出入口を開ける。

2. 中央公民館・ゆうあい館・歴史民俗資料館における具体的な感染防止対策

(1) 中央公民館

利用人数は次の人と人との間隔を確保できる人数を上限とする。なお、図書室は別に定める。

- ・運動又は発声を主とする活動 2m以上
- ・運動又は発声を主としない活動 1m以上

施設ごとの利用人数の上限

区分	運動又は発声を主とする活動	運動又は発声を主としない活動
和室うめ	12人	20人
和室さつき	5人	9人
会議室	18人	24人
視聴覚室	11人	16人
学習室	6人	10人
音楽室	12人	20人
調理実習室	—	15人
美術工芸室	—	14人

(2) ゆうあい館

ホールの利用について、公演形式のものは次のとおりとする。

- ・収容率及び人数の上限は、千葉県の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を適用する。
- ・事前申込できるものは事前申込制とし、連絡先を把握する。
- ・出入口や通路等においても3密の回避は徹底する。
- ・出演者と来場者の接触は控える。

ホールの利用について、運動目的のものは人と人との間隔を2m以上確保し、80人を上限とする。

会議室の利用人数の上限は、中央公民館の規定を準用する。

区分	運動又は発声を主とする活動	運動又は発声を主としない活動
会議室	5人	8人

(3) 歴史民俗資料館

- ・パンフレット等は手渡しで配付せずに据え置きとする。
- ・展示ケースや展示物への接触は控える。
- ・分散しての鑑賞を案内する。

3. 公民館バスにおける具体的な感染防止対策

(1) 乗車人数及び座席の制限

- ・ 人数の制限 39名
- ・ 座席の制限 運転席直後の2座席及び補助席は使用しないこととする。
また座席の移動は原則不可とする。

(2) 利用者の制限

次に該当する方の乗車を控える

- ・ 利用当日に37.5度以上の発熱又は平熱比1度を超える発熱がある。
- ・ 咳や喉の痛み、風邪などの症状がある。
- ・ 濃厚接触者に特定された日の翌日から7日を経過していない。
- ・ 同居人に感染者、または感染が疑われる方がいる。

(3) 利用者の感染防止対策

- ・ マスクを正しく着用する。
- ・ 乗車前に手指消毒する（休憩等で再乗車するときも同様）。
- ・ 飲食は控える（水分補給目的を除く）。

(4) バス運行前と運行中の管理

- ・ 手指用消毒液を車内に備える。
- ・ 適宜、窓を開けて換気を行う。
- ・ 乗車及び降車は座席の区域ごとに分けて行う。

(5) バス運行後の管理

- ・ 使用した備品や手すり等、利用者が触れたものは利用者が消毒する。
- ・ 車内のごみは利用者がビニール袋等に入れて持ち帰る。
- ・ 窓を開けて換気を行う。